

第 4 章 騒 音

第 1 節 騒音の現況

騒音は各種公害のなかでも日常生活に特に関係の深い公害問題であるが、その発生源は多種多様であり音量、音質、発生時間によって受ける被害も異なるため、多数の苦情が発生している。

昭和50年度の公害苦情件数207件のうち騒音苦情は37件(18.8%)であり、昨年の56件に比し若干減少している。

苦情の内容を発生源別に見ると金属、機械、木材加工工場等から発生する騒音が多く、また住居地域ではクーリングタワー、クーラー等のモーター音が主要な発生源となっている。このほか特に一部地域では大型自動車走行に伴う騒音が問題となっているが、今後共自動車の保有台数、走行量の増加、車の大型化等に伴って騒音による被害発生が増加するものと考えられる。

表 2 9 一般的な騒音レベル

難 聴 惹 起	作 業 話 能 率 解 の 低 下	心 理 的 反 応 (不 快 感)	ホ	ン	状	況
			140	極度の聴力障害		
130	最大可聴限界					
120	飛行機のエンジンの近く					
110	自動車のクフクション、船の機関室内					
100	高速列車の近傍					
90	組立工場、やかましい地下鉄					
80	交通のはげしい交差点					
70	電話のベル(1m)					
60	会話(1m)、一般の事務室内					
50	普通の事務室、静かな住宅地					
40	静かな図書館					
30	深夜、フジオ・テレビ放送のスタジオ内					
20	人のささやき					
10	木の葉の音					
0						

図 1 7 主な機械の騒音レベル

(単位 ホン(A)、距離 1 m)

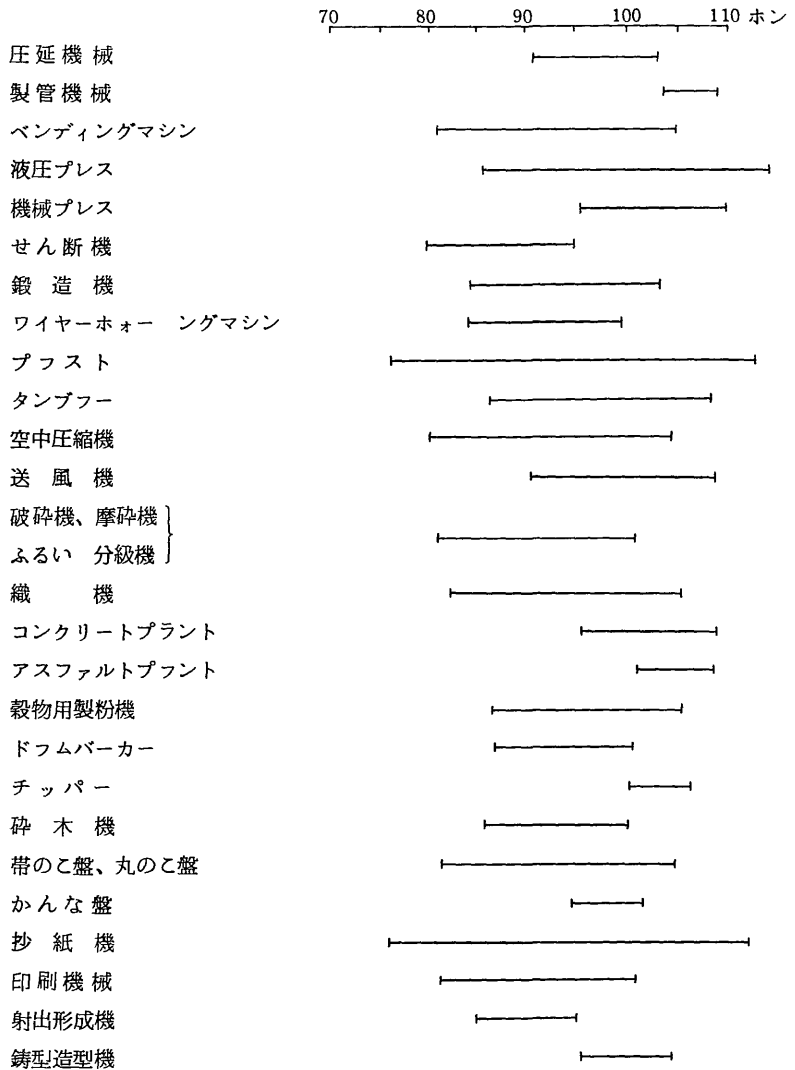
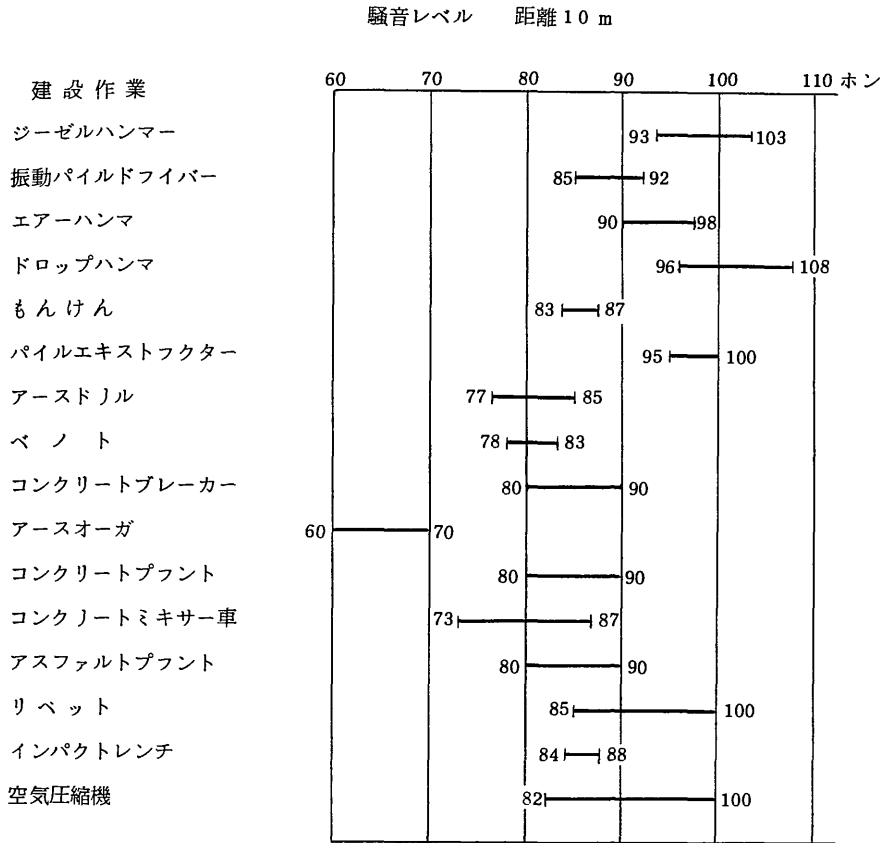


図18 建設作業の騒音レベル



出所 公害白書(昭和46年度版)

自動車騒音調査

昭和50年6月環境週間(6月5日~11日)の行事の一つとして、鳥取市、倉吉市、米子市の市街地の中心地点において自動車排出ガス調査と併せ、自動車騒音の測定を実施した。結果は表30のとおりである。

各測定点とも運行車両台数に比例して増減がみられるが、騒音レベルは63~76ホン(A)で昨年の調査結果(65~75ホン(A))とほぼ同じ数値を示している。これらの測定値は、交差点付近で測定したため、通常の自動車走行パターンと異なっていることもあって環境基準を上回っているが各地点とも5回の測定値の平均値は自動車騒音に係る許容限度を下回っている。

表30 自動車騒音測定結果

市名	測定地点	騒音レベルA中央値(ホンA)			車両数 (台/10分)	測定年月日
		最低	最高	平均		
鳥取市	鳥取駅前	71	75	72	148	S 50 6 5
	日交旅行センター前	72	75	73	350	
	みかど会館前	71	76	72	194	
	鳥取県庁前	69	72	70	148	
	五蔵円前	67	76	70	122	
倉吉市	小林薬局前	68	73	69	112	S 50 6 10 } 6 11
	倉吉駅前	63	70	67	102	
	宮川町ロータリー	68	71	69	244	
米子市	高島屋前	71	72	71	340	S 50 6 9 } 6 10
	山陰合銀米子支店前	69	71	70	160	
	中国電力前	70	73	72	252	
	茶町角	71	74	71	160	
	米子駅前	69	72	70	116	

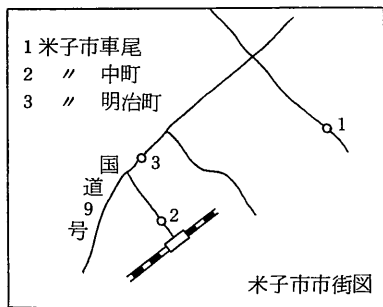
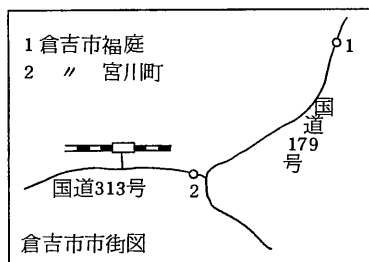
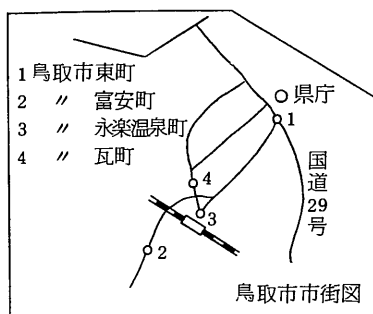
表31 自動車交通量の推移(県道路課調べ)

市名	路線名	観測地点名	自動車台数							対年 同比
			昭和 28年	昭和 33年	昭和 37年	昭和 40年	昭和 43年	昭和 46年	昭和 49年	
鳥取市	一般国道29号	鳥取市東町	-	-	-	5 182	9 208	13 516	15 131	1 12
	" 53号	富安町	-	-	-	7,536	10 555	13,134	12 776	0 97
	主要地方道 鳥取停車場線	永楽 温泉町	1,543	1,958	4 527	6 109	7 853	9 638	9,303	0 97
	一般県道西町 鳥取停車場線	瓦町	1,619	1,850	2 878	4,159	6,095	7,065	6 096	0 86

市名	路線名	観測地点名	自動車台数							対前 回比
			昭和 28年	昭和 33年	昭和 37年	昭和 40年	昭和 43年	昭和 46年	昭和 49年	
倉吉市	一般国道179号	倉吉市福庭	355	435	823	2,088	4,058	6,846	7,050	1.03
	一般国道313号	〃 宮川町	—	2,643	5,242	6,582	10,367	8,855	7,351	0.83
米子市	一般国道9号	米子市車尾	616	1,287	2,380	5,220	10,535	17,211	19,309	1.12
	〃 9号	〃 中町	—	—	—	—	12,804	16,359	18,555	1.13
	主要地方道 米子停車場線	〃 明治町	1,612	4,676	6,231	7,866	10,354	9,536	8,033	0.84

備考 自動車台数は、観測日(春季2日、秋季2日)の一日平均(12時間)の台数である。

図19 自動車台数の観測地点図



第2節 騒音防止対策

1 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

環境基準

環境基準は、地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分			該当地域
	昼間	朝夕	夜間	
AA	45ホン(A) 以下	40ホン(A) 以下	35ホン(A) 以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域。
A	50ホン(A) 以下	45ホン(A) 以下	40ホン(A) 以下	
B	60ホン(A) 以下	55ホン(A) 以下	50ホン(A) 以下	

- 但し 1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とすること。
 2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）

については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 法、条例による規制

(1) 騒音規制法

騒音規制法（昭和43年6月）は、当初人口概ね10万人以上の市街地について工場騒音を規制する地域を指定することとされていたため、本県では、昭和44年8月鳥取市、米子市の旧都市計画法に基づく旧用途地域を騒音規制地域としていたが、昭和45年12月法の一部改正により、人口規模とは関係なく地域指定ができること、特定建設作業騒音の規制が加えられたことにより、昭和46年6月従来の地域をそのまま工場騒音、建設作業騒音の規制地域として告示した。

その後、両市の市街地拡大等により騒音規制地域を拡大する必要が生じたが、当時都市計画法の改正により新用途地域を指定替える作業が進められていたため、この地域の指定をまって騒音規制地域を拡大することとし、昭和48年12月告示された新用途地域について検討を行い、昭和49年9月17日鳥取県告示第778号で新しい騒音規制地域を指定告示した。

また、倉吉市、境港市については、昭和50年5月30日鳥取県告示第476号で規制地域を指定し告示した。

規制地域の指定及び規制基準の設定の概要は次のとおりである。

騒音規制法による規制地域及び特定工場等の規制基準

（鳥取市・米子市 鳥取県告示第778号「昭和49年9月17日」）
（倉吉市 境港市 “ ” 第476号「昭和50年5月20日」）

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

4市の区域の都市計画用途地域

（ただし、米子市の両三柳地区、境港市の福定町、高松町、新屋町、森岡町、西森岡、東森岡、軒屋の一部地域については、用途地域外ではあるが騒音防止上規制が必要な地域として指定されている。

備考 鳥取市都市計画用途地域

（鳥取県告示第1041号昭和48年12月25日）

米子市都市計画用途地域

（鳥取県告示第1040号昭和48年12月25日）

境港市都市計画用途地域

（鳥取県告示第1041号昭和48年12月25日）

倉吉市都市計画用途地域

（倉吉市告示第21号昭和50年3月31日）

2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前8時から 午後7時まで〕	朝 夕 〔午前6時から 午後8時まで 午後7時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6時 まで〕
第1種区域	50ホン	45ホン	45ホン
第2種区域	60ホン	50ホン	45ホン
第3種区域	65ホン	65ホン	50ホン
第4種区域	70ホン	70ホン	65ホン

(参考) 騒音規制の区域の区分と用途地域との関係

騒音規制法に基づく 工場騒音規制の区域の区分	都市計画法に基づく 用途地域の区分
	用 途 地 域
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静 穏の保持を必要とする区域。	第1種住居専用地域
	第2種住居専用地域
第2種区域 住居の用に供されているため静穏の保持を 必要とする区域	第3種住居専用地域
	住 居 地 域
第3種区域 住居の用にあわせて商業工業等の用に供さ れている区域であって、その区域内の住民の 生活環境を保全するため騒音の発生を防止す る必要がある区域。	近 隣 商 業 地 域
	商 業 地 域
	準 工 業 地 域
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であ って、その区域内の住民の生活環境を悪化させ ないため、著しい騒音の発生を防止する必要が ある地域。	工 業 地 域
	工 業 専 用 地 域

(境港市には、第1種区域の該当区域はない。)

騒音規制法による特定施設及び特定建設作業は表32のとおりである。

表32 騒音規制法に基づく特定施設及び特定建設作業の届出数

(1) 特定施設の種類別届出件数

(昭和51年3月末現在)

種 類	市 名	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	計
1	金 属 加 工 機	121	97	60	17	295
2	空 気 圧 縮 機 等	184	55	84	46	369
3	土 石 用 破 碎 機 等	13	—	—	2	15
4	織 機	—	—	—	—	—
5	建 設 用 資 材 製 造 機 械	2	5	3	—	10
6	穀 物 用 製 粉 機	—	—	—	—	—
7	木 材 加 工 機 械	50	109	50	6	215
8	抄 紙 機	1	—	—	—	1
9	印 刷 機 械	103	76	28	—	207
10	合 成 樹 脂 用 射 出 成 型 機	8	—	10	—	18
11	鑄 型 造 型 機	2	11	—	—	13
	計	484	353	235	71	1143
	届 出 工 場 事 業 所	84	83	39	16	222

(2) 特定建設作業の種類別届出件数

(昭和50年度中)

種 類	市 名	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	計
1	くい打機等を使用する作業	21	8	4	—	33
2	びょう打機を使用する作業	—	—	—	—	—
3	さく岩機を使用する作業	6	6	3	—	15
4	空気圧縮機を使用する作業	1	5	—	—	6
5	コンクリートプット等を 設けて行う作業	—	—	—	—	—
6	破 碎 機	—	—	—	—	—
	計	28	19	7	—	54

(2) 公害防止条例

近時、ビル等の増加に伴い冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となってきたので、これを公害防止条例によって昭和47年4月1日から規制することとし、基準値は騒音防止規制法に準拠した。

鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施設名	規 模
クーリング・タワー	送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。

鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設届出数 (昭和51年3月末現在)

施設名	市 名					計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市		
クーリング・タワー	117	114	18	調査中	-	
届出事業場	67	72	9			

また、深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業所等のすべての事業活動に伴う深夜(午後10時から翌日の午前6時まで)の騒音を昭和47年4月1日から規制することとした。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音ほか、例えば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、バンド演奏及びきょう声などの騒音も含めて規制されることとなった。

鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区 域 の 区 分	基 準 値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域。	50ホン
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域。	65ホン
3 1及び2に掲げる区域以外の区域。	45ホン

第 5 章 悪 臭

第 1 節 悪臭の現況

悪臭公害は悪臭物質が人の嗅覚を刺激することによって生ずるものであるが、規制または防止の対象となるガス濃度が極めて希薄なことから悪臭物質及びその発生源の多種多様なことから、その防止対策は極めて困難な現状にある。本県の悪臭苦情の実態は昭和50年度においては全公害苦情207件のうち悪臭に関するものは37件(17.9%)を占めており、悪臭発生源としては畜産業によるものが24件で最も多くなっている。

県では、従来特に問題となっている悪臭発生事業所について、悪臭濃度の測定を行っているが、昭和50年度の測定結果は表33のとおりである。

表 3 3 事業場別悪臭物質測定結果

事業場 悪臭物質	測定方法及び濃度	畜産(1地点)	養豚(312養鶏事業地点)	魚粉(12製造業地点)	水産(23加工事業所)	し尿(11処理事業地点)	パルプ製造業	
		団地	場所	事業所	事業所	事業所	工場内(5地点)	工場周辺(17地点)
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
アンモニア	最高	089(25)	13(3)	099(25)	090(25)	049(2)	088(25)	094(25)
	最低		14(3)	084(25)	033(2)			003(2)
メチルメルプタルメン	最高	00016(25)	00061(35)	00009(25)	00026(3)	0001(25)	0004(3)	0017(4)
	最低		00009(25)		0001(25)		0001(25)	00006(25)
硫化水素	最高	00006(2)	00045(2)	00001(2)	00027(2)	0072(35)	0001(2)	00038(2)
	最低		00002(2)	00000(2)	00003(2)		ND	ND
硫酸	最高	ND	00011(2)	00005(2)	00018(2)	00003(2)	00004(2)	0015(3)
	最低		ND	ND	ND		ND	ND
トルアミン	最高	00004(2)	00018(2)	00015(2)	00011(2)	00002(2)	00011(2)	00011(2)
	最低		00002(2)	00007(2)	00004(2)			ND

註 ()内は6段階臭気強度

1 畜産団地、水産加工業、し尿処理場はいずれも規制地域外に立地し、各施設とも広大な敷地を有するものである。

測定結果は水産加工業のメチルメルカプタン、し尿処理場の硫化水素に臭気強度 2.5 (A 地域の基準) を超えるものがみられたが、その他の物質についてはいずれも臭気強度 2.5 以下であった。

2 養豚場は A 区域に養鶏場は B 区域に魚粉製造業は A 区域に立地しているが、養豚場のアンモニア、メチルメルカプタンに規制基準 (臭気強度 2.5) を超すものが見られた以外は基準値以下であった。

3 パルプ製造業については、従来悪臭防止施設の整備を図って来たが、昭和 50 年度末に同事業を完了した。

工場は C 区域に立地しているが、工場内の測定ではパルプ蒸解工程及び排水処理工程においてメチルメルカプタンが臭気強度 3 (B 区域の基準) と同じ数値を示したほかは総て臭気強度 2.5 以下であった。

また、工場周辺は A 区域と C 区域に区分されているが、A 地域のうち 4 地点においてメチルメルカプタンが規制基準 (臭気強度 2.5) を超え、1 地点において硫化メチルが規制基準を超過が見られた。

悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位 ppm)

	6 段階臭気強度				
	2	2.5	3	3.5	4
硫 化 水 素	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7
メチルメルカプタン	0.0005	0.002	0.004	0.01	0.03
ジメチルサルファイド	0.003	0.01	0.05	0.2	1
ア ン モ ー ア	0.6	1	2	5	10
ト リ メ チ ル ア ン	0.002	0.005	0.02	0.07	0.2

規制区域と規制基準 (昭和 48 年 10 月 12 日鳥取県告示第 767 号)

臭気強度 区域	悪臭物質 (ppm)	規制基準				
		アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアンミン
A 区域	(2.5)	1	0.002	0.02	0.01	0.005
B 区域	(3.0)	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C 区域	(3.5)	5	0.01	0.2	0.2	0.07

第2節 悪臭防止対策

1 法令による規制

悪臭公害については、昭和46年6月1日悪臭防止法が制定され昭和47年5月31日から施行された。この法律は知事が規制の対象となる地域を指定し、規制地域内の事業活動に伴って発生する悪臭物質について規制基準を設定することとされているが、現在規制対象とされているのはアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質である。

また、規制地域の考え方では、住居が集合している地域、学校、病院等の周辺、その他悪臭を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を対象としており、また工業専用地域は原則として規制されないが、同地域内の事業所からの悪臭によって住民の生活環境がそなわれていると認められる場合は当該地域も規制の対象となっている。

本県における規制の状況は表34のとおりである。

2 悪臭防止対策

悪臭公害はいわゆる感覚公害であり大気中に低濃度で存在する有害物質により引き起されるものであるから、防止策を講ずる場合の問題点も多い。悪臭を法律に基づく規制値以下に低減させた場合であっても個人の嗅覚の異なることから心理的な被害程度が異なる。また、法律で規制されているのは代表5物質に限られているため他物質との複合悪臭もあり法規制と被害の実態との差があること、さらに連続測定が不可能であるため悪臭物質を的確には握し難い等の問題点があるが、地域住民から苦情のあるものについては発生原因者に対し、施設、作業方法等の改善又は施設の移転等悪臭被害を防止するよう指導している。

表34 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定状況

(1) 一次指定(昭和48年10月12日鳥取県告示第767号)

市町村名	区分	規制地域の概要	規制基準
鳥取市		都市計画法に基づく市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の住居、商業地域 A区域(臭気強度2.5) (但し賀露町は住居地域であるが、固有の悪臭が認められるので C区域(臭気強度3.5) ○用途地域の準工業、工業、工業専用地域 C区域(臭気強度3.5)

区分 市町村名	規制地域の概要	規 制 基 準
鳥取市	◦市街化区域に相当する地域（吉岡温泉地区）	◦主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度2.5）
倉吉市	◦市街化区域に相当する地域	◦主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度2.5） ◦用途地域の準工業、工業、工業専用地域 C区域（臭気強度3.5）
米子市	◦都市計画法に基づく市街化区域	◦用途地域の住居、商業地域 A区域（臭気強度2.5） ◦用途地域の準工業、工業、工業専用地域 C区域（臭気強度3.5）
境港市	◦都市計画法に基づく市街化区域 ◦市街化区域に接する部分の一部 ◦現に悪臭発生が認められる地域（渡町の2地区）	◦全域固有の悪臭が認められる地域 C区域（臭気強度3.5）
国府町	都市計画法に基づく市街化区域	用途地域の住居、商業地域 A区域（臭気強度2.5） ◦用途地域の工業地域 C区域（臭気強度3.5）
郡家町	◦都市計画地域内の住居が集合している部落全域	◦固有の悪臭が認められる地域 C区域（臭気強度3.5）
青谷町	◦市街化区域に準ずる地域（駅前周辺の住居が集合する地域）	◦主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度2.5）
鹿野町	◦都市計画地域内の鹿野、今市地区	◦主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度3.0）
東郷町	◦市街化区域に準ずる地域（松崎温泉区域）	◦主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度2.5） ◦同地区で住宅化の予定のある地域 B区域（臭気強度3.0）
三朝町	◦市街化区域に準ずる地域（三朝温泉地区）	◦主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度3.0）
羽合町	◦市街化区域に準ずる地域（上浅津温泉地区）	◦主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度3.0）

区分 市町村名	規制地域の概要	規 制 基 準
赤 碓 町	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に準ずる地域（駅前周辺から東へ別所までの地域一帯） 	<ul style="list-style-type: none"> 主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度30）
淀 江 町	<ul style="list-style-type: none"> 住居が集合している全部落周辺100mの範囲 現に悪臭発生が認められる地域（白浜浄化場周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> 主として農業漁業のために供される地域 C区域（臭気強度35） その他地域の悪臭発生源周辺地域 C区域（臭気強度35）
日吉津村	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく市街化区域 市街化区域に接する部分の一部（日本パルプ北側の新田部落の一部） 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域の住居、商業地域 A区域（臭気強度25） 用途地域の工業地域 C区域（臭気強度35） （但し新田部落は現在住居があり悪臭公害が認められるので A区域（臭気強度25） その他地域の悪臭発生源周辺地域 A区域（臭気強度2.5）

(2) 二次指定（昭和49年7月2日鳥取県告示第571号）

区分 市町村名	規制地域の概要	規 制 基 準
八 東 町	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に準ずる地域（安井宿、才代、岩淵、東の一部、富枝、北山、南の一部） 現に悪臭発生が認められる地域（下徳丸、下用呂） 	<ul style="list-style-type: none"> 主として農業の用に供される地域 C区域（臭気強度35） その他地域の悪臭発生源周辺地域 C区域（臭気強度35）
気 高 町	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に相当する地域（浜村、勝見地区、宝木地区） 市街化区域に準ずる地域（矢口地区、水尻地区） 学校周辺地域（気高中学校周辺） 上記以外の住居が集合する地域 	<ul style="list-style-type: none"> 主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度25） 近く市街化が予定されている地域 A区域（臭気強度25） その他地域の学校周辺地域 A区域（臭気強度25） その他地域の主として農業の用に供される地域 C区域（臭気強度35）

区分 市町村名	規制地域の概要	規 制 基 準
関 金 町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域 (関金温泉地区、金谷地区、大鳥居の一部) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 B区域(臭気強度 3 0)
東 伯 町	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に相当する地域(浦安、徳万、保の一部) ○市街化区域に準ずる地域 (八橋、逢東、丸尾地区、浦安、保の一部) ○学校周辺地域(八橋小学校周辺) 	<ul style="list-style-type: none"> 主として住居、商業を中心とした地域 A区域(臭気強度 2 5) ○ “ B区域(臭気強度 3 0) ○その他地域の学校周辺地域 B区域(臭気強度 3 0)
名 和 町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域 (御来屋、上坪、小谷、倉谷、木料、真子川等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 B区域(臭気強度 3 0)

第6章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土じょうの汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土じょう汚染の原因となる物質として、人の健康上問題があるものとしてカドミウムを、農作物等生育上問題があるものとして銅が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1ppm以上、銅については土じょう中の含有量が125ppm以上のものをそれぞれ被害があるとされてきた。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になったものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

岩美鉱山 明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウム的人為的汚染（カドミウム0.4ppm以上）が認められたが、食品衛生法では食品として取り扱われないカドミウム1ppm以上の玄米は認められなかった。また、土じょうについては米の収量に影響があると判断される125ppm以上の銅を含有していた土じょうが90地点中24地点あった。県では鉱害対策として昭和4748年度に事業費3,643,8千円で鉱水処理施設、沈澱物堆積場の設置及び整備を行い、昭和49～50年度には事業費3,016,5千円で捨石たい積場の防護施設工事等を行った。

また、鉱さい土砂の流出防止のための荒廃砂防事業として建設省の補助をうけて昭和47年度は、事業費3,000,0千円をもって砂防ダム嵩上工事（嵩上2メートル、延長96メートル）を実施した。

百谷鉱山 開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47・48年度に、下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染（カドミウム0.4ppm以上）の認められたものが2検体あった。土じょうでは銅125ppm以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策として百谷鉱業（株）は、昭和48年に銅の高汚染地域11ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行い現在に至っている。

表35 休廃止鉱山下流の玄米、土じょうのカドミウム、銅の調査結果

地区別	調査対象面積	休廃止鉱山	玄米				土じょう				調査年度			
			調査検体数	カドミウム			調査検体数	銅						
				最高	最低	平均		10ppm以上の検体数	10～0.4ppmの検体数	最高		最低	平均	1.25ppm以上の検体数
岩美町小田地区	200	岩美鉱山	88	0.89	0.05	0.29	0	22	90	513	67	97	24	46.47
鳥取市百谷稲葉山地区	20	百谷鉱山	26	0.54	0.04	0.17	0	2	23	827	55	182	7	47.48

また、昭和48年度農用地の土じょう汚染概要調査として県下の水田32地点について実施した調査では、玄米ではいずれも人為的汚染(カドミウム0.4ppm以上)以下のカドミウム最高0.39ppm、最低0.05ppmであった。土じょうでは岩美町小田地区で銅3.39ppmと銅1.25ppm以上のものが1地点認められたが、鉱山の影響のない29地点については最高2.01ppm、最低0.2ppm、平均5.0ppmが認められた。

表36 鳥取県下の玄米、土じょうのカドミウム、銅の調査結果

地区名	調査 検体 数	玄 米				土 じ ょ う				
		カドミウム				銅				
		最 高	最 低	平均	10ppm 以上の 検体数	10~0.4 ppmの 検体数	最 高	最 低	平均	1.25ppm 以上の 検体数
岩美町小田地区	2	0.25 ^{ppm}	0.11 ^{ppm}	0.18 ^{ppm}	0	0	3.39 ^{ppm}	0.93 ^{ppm}	2.16 ^{ppm}	1
鳥取市百谷地区	1	0.13	0.13	0.13	0	0	8.5	8.5	8.5	0
その他(鳥取市、 倉吉市、米子市 他21町)	29	0.39	0.06	0.11	0	0	2.01	0.2	5.0	0

その他通商産業省の委託事業で昭和48年度に8鉱山〔久連(銅)、日野上(クロム) 大江山(クロム) 丹比(マンガン) 関金(モリブデン)、高城(モリブデン)、倉吉(ウラン)、穴鴨(ウラン)〕、昭和49年度に6鉱山〔智頭(マンガン)、大取(マンガン) 大伊谷(マンガン)、日進(モリブデン)、高姫(タンクステン)〕、昭和50年度に9鉱山〔第二日野上(クロム)、神与(マンガン)、因幡社水谷(マンガン)、東郷(ウラン) 八頭(ケイ石)、若桜(ケイ石)、三朝(ケイ石)、武庫(ケイ石) 江尾(ケイ石)〕について坑排水、利水点の水質、坑口の危険性の有無、たい積場のたい積状態等について調査を行った。

その結果

- (1) 水質については因幡社水谷鉱山のpHが低いが、重金属は利水点ではいずれも環境基準を満足しており問題はない。
- (2) 坑口の危険性の有無について
調査した9鉱山は開口している坑口が有るが容易に近づくことができないものが多い。しかし、八頭鉱山、神与鉱山及び江尾鉱山は坑口が道路に近く坑口に入る危険があるといえる。
- (3) たい積場について
たい積場については、当面崩壊の危険はない。

第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地13地点についての土じょう、農作物並びに県内魚介類40検体、県外魚介類29検体について魚介類調査を行った。その結果は表37及び表38のとおりである。

1 土じょう、農作物調査

水田11地点、畑地2地点計13地点について土じょう11検体、玄米11検体、サトイモ、なしの各1検体についてカドミウム、ひ素、鉛、銅、亜鉛の調査を行った。その結果、鳥取市滝山の水田で銅について「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に定める「農用地土壤汚染対策地域の指定要件125ppm」を上回る1815ppmが検出されている。

農作物については「玄米のカドミウムの基準値1ppm」を上回るものはなくまた、サトイモ、梨についても問題となる数値は検出されていない。

2 魚介類調査

県内産魚介類40検体、県外産魚介類29検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値総水銀0.4ppmを下回っている。

表37 土じょう、農作物調査

(単位 ppm)

調査地域		土じょう					農作物					備考
		カドミウム	ひ素	鉛	銅	亜鉛	カドミウム	ひ素	鉛	銅	亜鉛	
水田	岩美町岩常	05	28	14	1096	82	(玄米) 030	012	010	500	206	汚染源： 百谷鉾山 (廃止)
	鳥取市滝山	15	13	42	1815	1024	023	016	011	381	220	
	鳥取市岩吉	04	15	28	79	59	015	012	006	319	195	
	八東町島	03	07	16	64	44	008	010	010	331	214	
	青谷町奥崎	03	07	10	51	70	017	008	018	356	206	
	倉吉市福守	03	07	36	67	146	010	016	010	238	191	
	北条町土下	03	15	17	83	76	008	062	012	300	155	
	中山町桶口	04	07	17	10	132	008	011	012	200	205	
	岸本町大原	02	24	14	04	17	007	013	014	225	178	
	米子市米原	02	04	18	39	130	009	010	012	275	220	
	日南町上石見	03	10	66	26	86	011	011	010	394	195	
畑地	大栄町大谷						(サトイモ) 009	000	001		67	
	鳥取市紙子谷						(梨びなし) 001	000	010		05	

(注) 昭和50年度県農業改良課調査

表 3 8 魚貝類調査

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	40	40	0	0.27 ^{ppm}	不検出 ^{ppm}	0.03 ^{ppm}	暫定的規制値
県外水揚魚介類	29	29	0	0.12	不検出	0.03	総水銀 0.4 ppm
計	69	69	0	—	—		

(注) 昭和50年度県衛生課調査

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品等の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品等89検体の調査を行ったか、いずれも暫定的規制値(昭和47年8月24日厚生省暫定的規制)を下回っていた。

表 3 9 食品等汚染調査

	総 体 数	検 出 値			暫定的 規制値 ppm	適	不 適	備 考		
		最大値 ppm	最小値 ppm	平均値 ppm						
魚 介 類	県内水揚	遠洋沖合魚介類	23	0.09	ND	0.02	0.5	23	0	かれい、さば類、 いか、はたはた、 いわし類、ずわい がに、とびうお、
	県外水揚	内海内湾	17	0.3	ND	0.04	3	17	0	あじ、はまち、さ んま、あいなめ、 かわはき、のどぐ ろ、たちうお、そ の他
		遠洋沖合	17	0.1	ND	0.03	0.5	17	0	
		内海沖合	12	0.7	ND	0.1	3	12	0	
		計	69	/	/	/	/	69	0	
牛 乳	7	ND	ND	ND	0.1	7	7	0	県下東、中、西部 学校給食用	
乳 製 品	3	0.07	ND	0.03	1	3	3	0	全脂練乳、全脂粉 乳、バター	
肉 類	3	0.05	ND	0.02	0.5	3	3	0	牛肉、豚肉、鶏肉	
卵 類	3	0.02	0.02	0.02	0.2	3	3	0	鶏 卵	
容 器 包 装	4	ND	ND	ND	5	4	4	0	梨パック、冷凍食 品包装	
計	89	/	/	/	/	/	89	0		

(注) 昭和50年度県衛生課調査

第 7 章 廃 棄 物

経済の成長、国民生活の向上等に伴う廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあるが、これらに対処するため昭和 45 年 12 月廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定、公布され翌年 9 月施行された。

廃棄物は、日常生活の中から排出されるものを中心とする一般廃棄物と 事業活動に伴って排出される量的又は質的に問題とされる産業廃棄物に分類される。

一般廃棄物及び産業廃棄物はそれぞれの処理体制へ帰属することとなるが、一般廃棄物の処理は、市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は事業者の処理責任が明定されている。

第 1 節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、これらの処理について市町村は、廃棄物処理法第 6 条に基づき処理区域を定め、当該地域内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定実施することとなっている。

計画処理区域は昭和 50 年度末現在で全県面積の 99.8%と、ほぼ県下の全域に及んでいる。

計画収集された一般廃棄物を適正処理するためには、処理施設が必要となるが、施設の整備については、廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、国が定める廃棄物処理施設整備計画にのっとり整備事業の推進を図るとともに、これに対応した処理体制の強化に努めている。

1 し尿処理

し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理場で処理することが最も望ましいが、下水道が普及していない地域においては、し尿浄化槽が普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、汲取便所であり 浄化槽汚いでい 汲取し尿を衛生処理するためし尿処理施設の整備が必要である。

し尿の処理状況については、図 20 に示すとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは 73 パーセントで、残りの 27 パーセントの農山村部を中心とした地域では、自家処理に依存している。

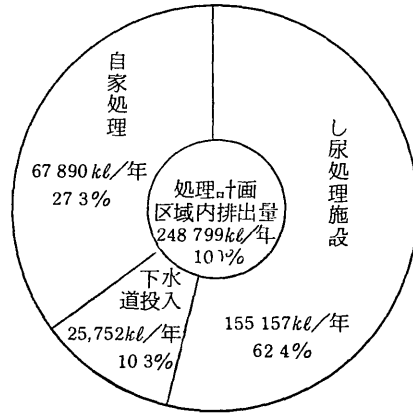
し尿処理施設の整備状況及び稼働状況は表 40 に示すとおりであるが、人口の推移及び施設の老朽化等に伴う新增設及び更新等を検討してゆくこととしている。

表 4 0

し尿処理施設

図 2 0 処理計画区域内におけるし尿処理状況

(昭和50年度)



(昭和51年3月末現在)

① 処理場名	② 所在地	③ 処理方法	④ 公称能力 (kl/日)	⑤ 稼動開始 年月	⑥ 年間 処理量 (kl/年)	⑦ ⑥÷365-④	⑧ 備考
因幡浄苑	鳥取市秋里 1,037	酸化	120	S4611	35,208	80	
城北浄苑	鳥取市松並町 3-220	消化	90	S3810	25,752	78	
日の宮 浄苑	倉吉市小田字 日の宮	消化	120	S464	41,825	95	
白浜 浄化場	西伯郡淀江町 中間856	酸化	80	S424	22,240	76	
米子市 浄化場	米子市安倍 214	消化	56	S391	6,174	30	
米子市 浄化場	" "	酸化	120	S4912	32,410	74	
境港 浄化場	境港市 小篠津町	消化	56	S394	14,292	70	
清化園	日野郡江府町	酸化	14	S474	3,008	59	
計		酸化4 消化4	656		180,909		

2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、その量、質ともに増大、多様化の一途を辿っているが、市町村ではこれらのごみについて収集・運搬・処理及び処分に至る一連の作業を一定の処理計画の中で定めている。

ごみは可燃物と不燃物に大別されるが、不燃物については圧縮破砕機にかけて減容化し、最終的に埋立てられている。

可燃物については、焼却施設において焼却することとしているが、施設の老朽化・人口の季節的な増減等により、施設の能力の範囲内で処理しきれない場合も見受けられるので、今後施設の整備について更に検討を重ねる必要がある。

市町村による施設の整備状況及びその稼働状況については図2-1及び表4-1、4-2に示すとおりである。

図2-1 処理計画区域内におけるごみ処理状況

(昭和50年度)

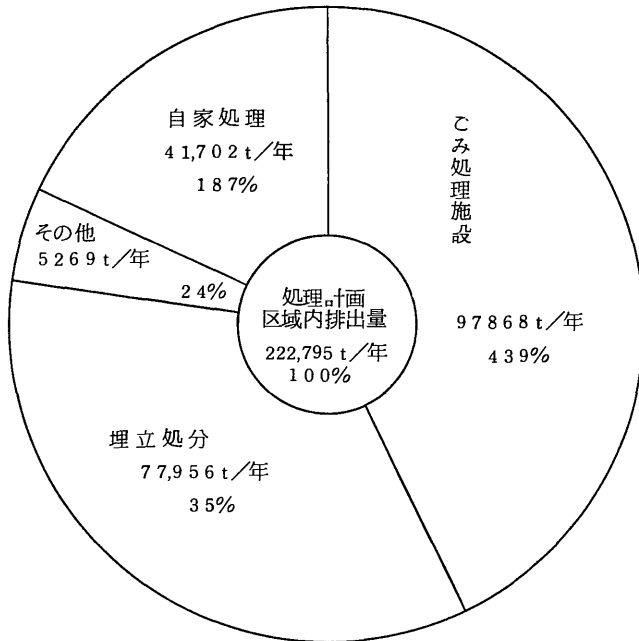


表4-1 ごみ処理施設(粗大ごみの処理施設を除く)

(昭和51年3月末現在)

① 処理場名	② 所在地	③ 処理方法	④ 公称能力 (t/日)	⑤ 稼働開始年	⑥ 年間処理量 (t/年)	⑦ 稼働日数 (日)	⑧ ⑦÷365	⑨ ⑥-⑦×④	⑩ 備考
神谷川掃場	鳥取市西今在家	辻 紘	180	4911	25995	274	75	53	
こくふ浄苑	岩美郡国府町 大字岡益	機械化 バッチ	6	4612	1,094	258	71	71	
岩美田宮 ごみ焼却場	岩美郡岩美町大字 浦富字城谷	バッチ	6	455	1,460	310	85	78	
福部村営 可燃物焼却場	岩美郡福部町大字中	機械化 バッチ	6	504	369	278	76	22	
八頭東部衛生施設 組合ごみ焼却場	八頭郡船岡町大字 水門142-2	"	20	5010	781	134	37	29	
河原町ごみ焼却場	八頭郡河原町 大字御原	バッチ	5	464	1715	290	79	118	
桜町 処理場	八頭郡桜町大字井	"	5	404	957	290	79	66	
佐用、用瀬ごみ 処理施設	佐治村岡谷	機械化 バッチ	6	487	1,318	293	80	75	
智頭町 処理場	八頭郡智頭町大字 市瀬1,643-2	バッチ	8	436	1,836	243	68	92	
気高郡衛生施設 組合ごみ焼却場	気高郡気高町大字 八木字カカ谷	機械化 バッチ	20	494	5183	300	82	86	
白川川掃場	倉吉市和田東町		36	448	7777	300	82	72	

東伯清掃工場	東伯郡東伯町田越	機械化 バッチ	50	4912	7,729	300	82	52	
赤碓分場	" 赤碓町笹津	"	5	453	829	300	82	55	
米子市営 塵芥焼却場	米子市長砂町 946-1	バッチ	20	411	4,948	268	73	92	
"	"	機械化 バッチ	60	4610	17,170	267	73	102	
境港市塵芥処理場	境港市福定町673	バッチ	50	414	9,976	298	82	67	
新宮谷焼却場	西伯郡大字法勝寺	機械化 バッチ	7	475	934	263	72	51	
日吉津村 塵芥処理場	西伯郡日吉津村大字 日吉津	バッチ	3	504	423	299	82	47	
淀江町営 塵芥焼却場	西伯郡淀江町大字 西原	"	5	445	1,644	297	81	111	
大山町営 焼却場	西伯郡大山町上方	"	5	464	657	365	100	36	
名和町 塵芥焼却場	西伯郡名和町大字 大塚877-2	"	3	444	900	300	82	100	
中山町 営 塵芥焼却場	西伯郡中山町羽田 井字中山原	機械化 バッチ	5	497	1,166	309	85	75	
日野町 営 塵芥焼却場	日野郡日野町黒坂	バッチ	3	457	520	300	82	58	
日南町 ごみ焼却場	日野郡日南町生山 450	機械化 バッチ	7	485	761	260	71	49	

① 処 理 場 名	② 所 在 地	③ 処 理 方 法	④ 公 称 能 力	⑤ 稼 働 開 始 年 月	⑥ 年 処 理 間 量	⑦ 稼 働 日 数	⑧ ⑦÷365	⑨ ⑥÷⑦÷④	⑩ 備 考
江府町塵芥処理場	日野郡江府町大字 貝田河原	パ ン チ	(t/日) 2	4 5 2	(t/年) 6 2 6	(日) 3 1 3	8 6	1 0 0	
溝口町ごみ焼却場	日野郡溝口町 野カマ谷	〃	7	5 0 4	1,100	233	6 4	6 7	
計		連 続 1 機 械 化 12 パ ン チ 13	5 3 0	—	97,868	282	7 7	6 5	

表 4 2 粗大ごみ処理施設

① 処 理 場 名	② 所 在 地	③ 処 理 方 法	④ 公 称 能 力	⑤ 稼 働 開 始 年 月	⑥ 年 処 理 間 量	⑦ 稼 働 日 数	⑧ ⑦÷365	⑨ ⑥÷⑦÷④	⑩ 備 考
高草清掃工場	鳥取市 637-18	破 砕	(t/5H) 150	4 7 8	(t/年) 15,049	(日) 294	8 1	3 4	
向山清掃工場	倉吉市和日東町	併 用	50	4 8 4	2,605	300	8 2	1 7	
中海処理場	米子市陰田	〃	60	4 8 8	6 3 2 7	283	7 8	3 7	
計		併 用 2 破 砕 1	2 6 0		23 9 8 1	292	8 0	3 2	

3 最終処分地

収集された廃棄物は、物理的・化学的又は生物学的手法により減量・安定化され、生活環境の保全上支障の少ないものとして自然の受容能力の中に含まれなければならない。

具体的には、市町村が設置している廃棄物処理施設から排出される焼却残灰及び収集された不燃物を処分する最終処分場（埋立処分地）が必要となる。

市町村が確保している最終処分場は表4-3に示すとおりであるが、今後経済活動の向上に伴う排出ごみに含まれる不燃物の増大及び既設の最終処分場の埋立完了等に伴い新たな用地確保を検討してゆく必要がある。

表4-3 ごみ埋立地処分地

(昭和51年3月末現在)

① 埋立地名	② 所在地	③ 土地所有	④ 埋立場所	⑤ 面積	⑥ 全容量	⑦ 残余容量	⑧ 埋立面積	⑨ 備考
高草 清掃工場	鳥取市里仁 637-18	自 所 有	山 間	(m ²) 10,000	(m ³) 105,000	(m ³) 43,000	(t/年) 15,049	
江津埋立地	鳥取市江津	〃	平 地	7,808	20,834	0	20,834	
晩稲埋立地	〃 晩稲	〃	〃	37,733	94,332	94,332	0	
こくふ浄苑	岩美郡国府町 大字岡益	〃	山 間	3,152	6,000	5,842	158	
岩美町 不燃物捨場	岩美郡岩美町 浦富字城谷	〃	平 地	10,000	18,000	5,000	4,307	
河原町 ごみ埋立地	八頭郡河原町 大字中井	借 地	山 間	5,700	9,600	6,900	606	
若桜町不 燃物処理場	八頭郡若桜町 浅井	自 所 有	平 地	4,000	20,000	13,646	673	
佐治・用瀬 不燃物処理場	八頭郡用瀬町 馬橋	そ の 他	〃	5,000	16,076	1,000	722	
焼却灰埋立 処 理 場	気高郡青谷町 大字下池谷	〃	山 間	1,000	3,000	1,034	466	
向山埋立地	倉吉市 和田東町	自 所 有	〃	6,000	17,000	0	3,685	
東伯埋立地	東伯郡東伯町 田越	〃	〃	10,000	100,000	92,000	773	
不 燃 物 処 理 場	東伯郡赤碓町 帽子取	そ の 他	〃	1,000	12,000	4,000	239	
夜見埋立地	米子市夜見町	〃	平 地	12,500	62,500	0	3,002	
大 篠 津 埋 立 場	米子市 大篠津町	〃	〃	14,000	20,000	19,700	145	
中海処理場	米子市陰田、 祇園町地先	自 所 有	海 面	159,000	318,000	250,000	16,407	

① 埋立地名	② 所在地	③ 土地所有 所	④ 埋立場所	⑤ 面積	⑥ 全体容量	⑦ 残容量	⑧ 埋立実績	⑨ 備考
境港市 塵芥処理場	境港市渡町 西柳川	自 所 有	平地	10,600 (m ²)	53,000 (m ³)	11,827 (m ³)	(t/年) 1,889	
佐陀川尻 処理場	淀江町大字 佐陀1,456	〃	〃	1,392	4,916	3,568	340	
江府町 埋立処分地	日野郡江府町 大字貝田	その他	山間	1,000	1,200	1,000	63	
計		自己 所有 11	山間 8	299,885	881,458	52,849	69,358	
		その他 6	平地 9					
		借地 1	海面 1					

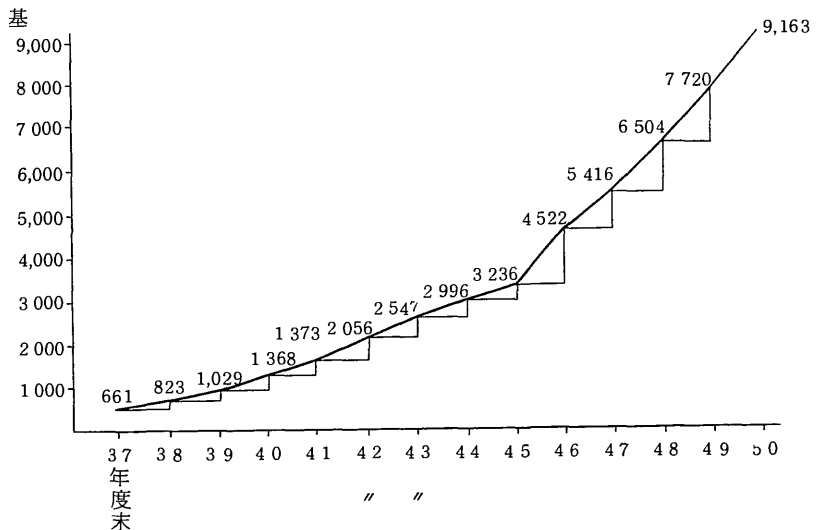
4 し尿浄化槽の現状

下水道が普及していない地域には従前からし尿浄化槽が普及しているが、特に近年は、生活水準の向上を反映して急激な伸びを示しており、昭和50年度末には、設置数9,163基を数えている。

しかしながら、し尿浄化槽の放流水による公共の水域の汚染等が問題となっておりこれが維持管理については十分な監視指導体制を整備してゆかなければならない。

し尿浄化槽の歴年度設置数、保健所別設置数はそれぞれ図2.2及び2.3に示すとおりである。

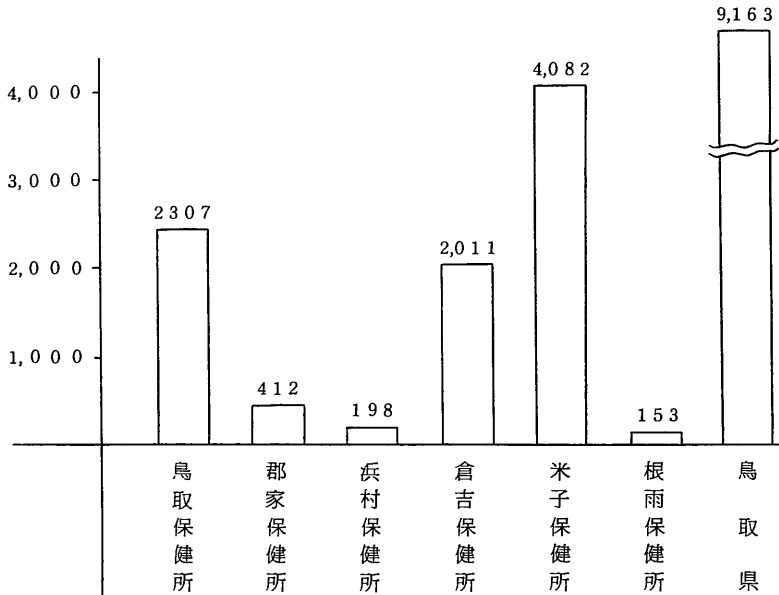
図2.2 歴年度し尿浄化槽設置基数



し尿浄化そのの現状

図23 保健所別し尿浄化そう設置数

(昭和51年3月末現在)



第2節 産業廃棄物の現況

近年生産活動の拡大と国民消費生活の向上により各種産業から発生する産業廃棄物の量は著しく増加し、また質的にも大きく変化している。特に不燃性、難燃性、あるいは有害物質を含む等処理困難な廃棄物が毎年増加する傾向にある。

これら産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法は第一義的に排出事業者の処理責任を明定し、事業者はその産業廃棄物を自ら処理する義務を課している。また、都道府県知事はその管轄する区域内の産業廃棄物に関し総合的な処理計画を策定しなければならないこととしている。

本県においては、この規定を受けて昭和50年2月14日付けで鳥取県産業廃棄物処理計画を策定し、次いでこれが実施の円滑を期すため、同年9月5日産業廃棄物処理計画実施指導方針を定めた。

この中で早速処理対策を講じる必要のある産業廃棄物6品目をとりあげ、逐次処理体制の整備を検討することとしており、各廃棄物ごとに処理専門部会を設置し、廃棄物の排出状況等の実態調査及び処理体制の整備等の検討を重ねている。

表 4 4 産業廃棄物専門部会一覧表

産業廃棄物の種類	現 状	専 門 部 会
廃 油 (ガソリンスタンド、 自動車整備工場から 排出されるもの)	ガソリンスタンド 264箇所 自動車整備工場 自動車整備振興会 394箇所 自動車販売店協会 23箇所 小 計 417 〃	廃油 古タイヤ関係 (50 11 18 設置)
古タイヤ	49年末自動車保有台数 148896台	
メッキスフツヂ	メッキ施設 5箇所	メッキ・表面処理スフツヂ関係 (50 11 19 設置)
表面処理スフツヂ	表面処理施設 11 〃	
廃プラスチック (農業用廃プラスチック類)	園芸用プラスチック 1514トン/月 農業用肥料袋 340トン/月	} 廃プラスチック 家畜ふん } 尿関係 (50 11 20 設置)
家畜ふん尿	畜産経営環境保全対策実施 方針 47 11 20農林部長通知	
土砂・かれき類 (建設廃材)	処理希望量 1,114トン/月	建築廃材関係 (50 11 21 設置)

専門部会の構成

廃油・古タイヤ関係

鳥取県経済連自動車燃料課、鳥取県自動車整備振興会、鳥取県石油商業組合、
 鳥取県自動車タイヤ商業組合、鳥取県バス協会、鳥取県トラック協会、
 鳥取県乗用自動車協会、鳥取県自動車販売店協会、環境保全課

メッキスフツヂ・表面処理スフツヂ関係

鳥取三洋電機㈱本社、旭鍍金㈱、鳥取旭工業㈱、堀鍍金工業所、
 環境保全課(鳥取保健所、米子保健所)

廃プラスチック・家畜ふん尿関係

鳥取県経済連畜産課、同資材課、鳥取県農協中央会団地推進室、東伯町、大栄町、
 赤碓町、農政課、農業改良課、農産園芸課、畜産課、環境保全課(倉吉保健所)

建設廃材関係

(社)鳥取県建築士会、(社)鳥取県建設業協会、鳥取県建築連合会、
 鳥取県設計監理協会、鳥取県インテリア事業協同組合、鳥取県左官組合連合会
 建設省鳥取工事事務所、管理課、建築課、営繕課、環境保全課

第 8 章 中小企業者に対する融資

- (1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和46年度から、公害防止施設整備に対する融資を行っている。

表 4 5 鳥取県の公害防止資金融資制度

対象企業	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
融資限度額	1500万円以内
償還方法	1年据置、5年償還
融資利率	年6.5%（保証付の場合6.2%）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和46年度以降の融資実績は、表46、表47のとおりである。

表 4 6 中小企業公害防止資金融資実績

年 度	貸付件数	貸付額
46	9 件	5,005 冊
47	10	3,985
48	10	6,798
49	4	6,450
50	8	5,655

表 4 7 施設別融資実績（昭和50年度）

対象施設	件数	融資金額
ばいじん防除施設	2 件	1150 冊
汚水処理施設	6	4505
計	8	5,655

(2) 中小企業設備近代化資金（無利子）による融資

中小企業近代化資金等助成法による貸付実績は次のとおりである。

表 4 8 中小企業設備近代化資金融資実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
4 6	1 件	3 5 0 0 ^円	汚 水 処 理 施 設
4 7	9	2 0 2 3 0	汚 水 処 理 施 設 8 騒 音 防 止 施 設 1
4 8	1	2 2 2 0	汚 水 処 理 施 設
4 9	—	—	—
5 0	1	3 2 0 0	汚 水 処 理 施 設

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による融資

表 4 9 中小企業金融公庫等融資実績

制 度 区 分 (貸付実績)	4 6		4 7		4 8		4 9		5 0	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
中小企業金融公庫	2 件	5 0 0 0 ^円	8 件	11 2 5 0 ^円	4 件	1 8 0 0 ^円	8 件	14 4 8 0 ^円	4 件	14 3 0 0 ^円
国民金融公庫	3	6 0 0	8	2 1 2 0	5	1 8 8 0	1	3 0 0	2	3 6 0

(4) 公害防止事業団による融資（昭和 4 9 年度）

表 5 0 公害防止事業団融資実績

対 象 施 設	件 数	金 額
汚 水 処 理 施 設	3 件	7 2 6 0 0 ^円
悪 臭 防 止 施 設	1	4 1 6 0 0
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	1	3 6 5 0 0
計	5	1 5 0 7 0 0

第9章 公害紛争処理、公害苦情

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害紛争の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも、公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、又被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に昭和45年に公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と、紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を選任し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

昭和49年度及び昭和50年度には公害紛争事件の申請はなかった。

第2節 公害苦情処理状況

1 公害苦情受理状況(県、市町村受理分)

- (1) 昭和50年度における本県の公害苦情の受理状況は、総数で264件(新規受理分207件、前年度からの未解決による繰越分57件)であり、昭和49年度の総数385件(新規受理分273件、前年度からの未解決による繰越分112件)に比べて121件減少している。
- (2) 公害苦情種類別受理件数(新規受理)は、次のとおりである。

表5-1 年度別公害苦情受理状況(新規受理)

公害の種類	年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
大気汚染		37件	32件	22件	33件	41件
水質汚濁		96	92	107	61	54
騒音		49	40	48	56	39
振動		3	—	4	3	6
悪臭		83	82	109	81	37
土じょう汚染		1	1	3	3	1
その他		19	40	37	36	29
計		288	287	330	273	207

公害の種類別苦情は、昭和50年度新規受理件数中では水質汚濁が最も多く54件（全体の26%）、続いて大気汚染41件（20%）、騒音39件（19%）、悪臭37件（18%）、その他29件（14%）振動6件（2%）土しょう汚染1件（1%）の順となっている。

(3) 新規受理件数の多い市町村は、昭和50年度では、鳥取市40件（前年度79件）を最高に、米子市35件（前年度39件）、倉吉市25件（前年度33件）、日吉津村25件（前年度37件）の順となっており 全市町村とも前年度より減少している。（表53、54）

2 公害苦情の処理状況

昭和50年度における公害苦情件数264件中、解決したものの215件で解決率は81%（新規受理件数207件中、解決したものの171件で解決率83%）となっている。（表52）

昭和50年度において未解決のため昭和51年度に繰り越された苦情件数は49件である。

表52 昭和50年度公害苦情（新規受理分）種類別処理状況

公害の種類	区分	受理件数 A	解決した件数 B	解決率 ($\frac{B}{A}$)
大気汚染		41件	37件	91%
水質汚濁		54	34	81
騒音		39	31	79
振動		6	5	83
悪臭		37	29	78
土しょう汚染		1	1	100
その他		29	24	83
計		207	171	83

3 公害の種類別発生源別内訳

大気汚染—苦情件数41件中日本パルプ工業からのばいじん被害苦情が23件（全体の56%）を占めている。

水質汚濁—水産食料品工場からの排水及び畜産排水が主になっている。

騒音—クリーニングタワー騒音、工場の機械騒音が主になっている。

振動—鋼材、原木の搬入、積みおろしのときの振動が主になっている。

悪臭—苦情件数37件中畜産業に併う苦情が24件（全体の65%）を占めている。

土しょう汚染—家具製造工場からの廃液（接着剤）が田へ流入した事例である。

その他—産業廃棄物、一般廃棄物の放置、不法投棄が主になっている。

表 5 3 昭和 5 0 年度公害苦情受理处理件数 (県、市町村別)

区分 縣市町村	受 理 件 数			处 理 件 数		
	計	新規受理	繰越分	計	解 決	繰越分
県 (保健所)	36	28	8	36	33	3
鳥 取 市	40	40	—	40	40	—
米 子 市	39	35	4	39	(27)	12
倉 吉 市	31	25	6	31	27	4
境 港 市	13	(10)	3	13	10	3
国 府 町	1	1	—	1	1	—
岩 美 町	2	—	2	2	1	1
郡 家 町	4	3	1	4	4	—
船 岡 町	1	—	1	1	—	1
八 東 町	1	—	1	1	—	1
用 瀬 町	1	1	—	1	1	—
智 頭 町	6	1	5	6	5	1
鹿 野 町	4	4	—	4	4	—
青 谷 町	5	—	5	5	—	5
泊 村	3	—	3	3	3	—
三 朝 町	1	—	1	1	—	1
関 金 町	4	2	2	4	4	—
北 条 町	13	11	2	13	6	7
東 伯 町	4	—	4	4	3	1
西 伯 町	5	3	2	5	4	1
会 見 町	1	1	—	1	1	—
日 吉 津 村	29	25	4	29	23	6
淀 江 町	5	4	1	5	5	—
大 山 町	3	3	—	3	2	1
名 和 町	10	10	—	10	9	1
日 野 町	1	—	1	1	1	—
日 南 町	1	—	1	1	1	—
市 町 村 計	228	179	49	228	182	46
合 計	264	207	57	264	215	49

表 5 4 昭和 5 0 年度公害苦情 (新規受理分) 種類別件数

区分	合計		大気汚染	水質汚濁	土しょう汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	計	産業廃棄物	一般廃棄物	その他
	合計	計											
区市町村													
県 (保健所)	28	24	3	9	—	1	—	11	—	4	2	2	
鳥取市	40	39	6	6		14	1	12		1	1		
米子市	(35)	21	2	6		9	1	3		14	1	3	10
倉吉市	25	24	1	10		10	2	1		1	1		
境港市	(10)	9	2	3		1	2	1		1			1
国府町	1	1				1							
郡家町	3	3		1				2					
用瀬町	1	1		1									
智頭町	1	1	1										
鹿野町	4	3		2				1		1			1
関金町	2	2	2										
北条町	11	9		5		2		2		2			2
西伯町	(3)	3		2		1							
会見町	(1)	1		1									
日吉津村	(25)	25	23	1				1					
淀江町	(4)	4	1	2				1					
大山町	(3)	3		2				1					
名和町	(10)	5		3	1			1		5	5		
市町村計	178	154	38	45	1	38	6	26		24	8	3	13
合計	207	178	41	54	1	39	6	37		29	10	5	14

第2部 鳥取県を美しくする運動

1 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

幸いにして、本県は比較的公害及び自然環境の破壊が少ない県といわれているが、最近では経済活動の活発化及び生活様式の多様化に伴って、廃棄されるごみの質並びに量が共に変化し、特に海岸、公園、観光地等公共の場所では投棄されたごみが問題となっておりそのまま放置できない現状である。

投棄の実態は主として一般家庭から排出される一般廃棄物のほか、事業活動に伴って発生する産業廃棄物の投棄も逐年増加の一途をたどっている。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県、市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て、強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに、「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、湖沼、海岸等公共場所からごみを一掃する運動を展開して来た。

昭和50年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 昭和50年9月20日～10月19日

(2) 運動内容

1) 広報活動

ポスターを1,000枚作成し保健所、土木出張所、市町村及び参加団体に配布し、併せて市町村広報紙に運動の主旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

2) 美化運動推進関係者等によるごみ一掃総点検パトロールを実施して啓もうにつとめた。

3) 船岡町ほか2か町を美化推進モデル地区に指定し、県費補助金を交付し各種の美化実践活動を奨励した。

4) 市町村と保健所環境衛生指導員による不法投棄ごみの実態調査を実施し、表55の結果を得た。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締指導パトロールを実施した。

表 5 5 不法投棄場所実態調査（昭和 5 0 年 1 0 月）

市 町 村 数	不法投棄カ所数	投 棄 量	一 般 廃 棄 物	産 業 廃 棄 物
2 5	1 1 7	8 0 0 トン	4 7 6 トン	3 2 4 トン

5) 期間中 2 1 市町村が不法投棄場所からのこみ除去を、また 2 9 市町村が、こみ容器及び立札を設置した。

なお、市町村における美化活動参加人員こみの処理量及び所要経費は表 5 6 のとおりである。

表 5 6 鳥取県を美しくする（美化運動）実施状況（昭和 5 0 年度）

実 施 市 町 村	美化活動参加人員	投棄こみ処理量	所 要 経 費
全 市 町 村	1 0, 7 3 8 人	1, 0 5 1 トン	3 0 8 1 4 9 0 円

2 環 境 週 間

昭和 4 7 年国連総会において毎年 6 月 5 日を「世界環境デー」とすることか決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする「環境週間」が設定された。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に推進するための全国運動を展開するもので、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種関係団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓もうに努めるためのいろいろの運動を展開した。

表 5 7 昭和 5 0 年度「環境週間」行事实施状況一覧表

昭和 5 0 年 7 月 2 日
鳥 取 県

行事名	実施主体	協力	行 事 内 容	行 事 成 果	備 考
環境週間のポスター配布	県 市町村	—	環境庁ポスター 700 枚を市町村、保健所、土木出張所、衛研、警察署等に配布。 環境庁ポスター（水質保全局管理課）100 枚を 県水産課（水産関係団体） 〃河港課（土木出張所）に配布	成果について不詳	
市町村報 広	市町村	—	有線放送 19 市町村で実施延 79 回 広報車 13 市町村で実施延 22 回 広報紙 19 市町村で実施延 25 回		
横断幕 掲	県 市町村	観 光 協 会	大山（管理事務所）、砂丘（福部村）に〃だれがするあなたのゴミの後始末〃を掲示。 その他役場前等に 3 市町が掲示した。		
研 修 会	県	市町村	県、市町村の公害担当職員を対象とした公害防止に関する研修を実施した。	6 月 18 日開催し、 延 6 2 名が参加	
記 念 集 会	市町村	—	環境保全関係団体、町内会等による環境問題に対する意見交換	7 市町村で集会を 延 278 名以上参加	
環 境 点 検 整 備	県	—	県下主要事業所に対し、公害防止施設、測定器等の点検、整備、ばい煙、排水等の自主検査及び環境整備についての呼びかけを行った。 水質関係 180 事業所 { 大気関係 112 事業所 }	成果について不詳	
立 入 検 査 指 導	県	—	主要工場に対して立入検査を実施。（大気、水質、廃棄物関係）	38 事業所に立入 検査を行った。	

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考												
公害発生源調査	市町村	—	公害が発生している現状のは握とごみ不法投棄場所の点検及びごみの除去。	○事業所点検 21市町村で実施 水質関係32事業所 大気関係27事業所 点検 ○不法投棄場所点検 22市町村で実施 延1241tのゴミを除去													
交通公害環境調査	県市	—	交通ひん繁地区における、大気騒音調査を行った。	3市13地点で延4日間65回測定、他に自動測定3、結果は大気騒音ともに基準を下回った。													
不法投棄の監視取締り	県警本部	—	県下一円で不法投棄の監視取締りを行った。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>警告</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		件数	人員	検挙	2	3	警告	6	7	計	8	10	
	件数	人員															
検挙	2	3															
警告	6	7															
計	8	10															
整備不良車の監視取締り	県警本部陸運事務所	—	整備不良車のいっせい取締りを行った。	県内2地区で 検査台数148台 内警告台数19台													
海水浴場環境調査	県	—	海水浴場の水質検査	県下20海水浴場で、透視度、PH、油分、COD、大腸菌群数5項目について検査した。結果は、1カ所環境基準をこえるものがあったか他は全て適													
ごみ持帰り運動	県	—	観光地において、交通機関観光客に当運動を呼びかけた。(観光協会、旅館組合等26カ所に文書で呼びかけ。)	成果については不詳													
河川、海岸並びに公共場所をきれいにする運動	市町村	—	海岸、河川、湖沼並びに公共場所のいっせい清掃をした。	21市町村で実施 延4679名参加													

資料

1 公害関係事犯検挙状況

昭和50年1月～12月

署別	法令別	廃棄物処理		水濁法		砂利採取法		河川法		と畜場		自然公園法		漁業等		消防法				累計		前年同期	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
岩美		1	1	3	1															4	2	2	2
島取		6	8																	6	8	1	2
郡家													1	3						1	3		
智頭								2	1											2	1	1	2
浜村																							
倉吉		2	2					1	1											3	3		
八橋										4	6									4	6	1	1
米子		11	5	3	3			1	1											15	9	15	16
境港		3	5																	3	5		
溝口		1						1	1											2	1	1	1
黒坂																							
累計		24	21	6	4			5	4	4	6			1	3					40	38		
前年同期		16	18					3	3	1	2	1	1									21	24

(県警防犯課調べ)

2 主な検挙事例

1 水質汚濁事犯

署名	検挙月日	適用法令	事 犯 の 概 要
I署	50 7 31	水質汚濁防止法	常時1300頭～1700頭を飼育する大手の養豚業者が長期間にわたり、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量にかかる排水基準を大きく上回る排出水を日本海に流入する二級河川、浦生川にたれ流していたものである。
Y署	50 9 24	水質汚濁防止法 廃棄物処理法	地下浸透方式により排水処理していた養豚業者の、浸透能力が限界に達し処理不能となったにもかかわらず特定施設の使用届出を怠り長期間未処理のふん尿を農業用水路を経て中海に排出していたものである。
K署	50 8 15	水産資源保護法	八束川の淵に農薬（粉末アース）約1kgを投入し、あゆ14匹を捕獲するとともに水質を汚染し、大量の魚類を斃死させたものである。

2 廃棄物事犯

署名	検挙月日	適用法令	事 犯 の 概 要
I署	50 6 13	廃棄物処理法	勤務先より生じた自動車取換部品伝票等タンボール箱（30cm大）3個分を廃棄物処理計画区域内の岩美郡福部村湯山宇高浜地内の砂丘保安林に不法投棄したものである。
T署	50 7 31	廃棄物処理法	廃棄物の処理計画区域内の鳥取市湖山町地内に建築廃材の木屑、こみ等約120kgを投棄したものである。
C署	50 6 11	河川法施行令 廃棄物処理法	智頭町大字市瀬地内旧国道沿いの千代川河川敷内に食鶏のあら、羽毛等約1トンをみだりに捨てたものである。

署名	検挙月日	適用法令	事 犯 の 概 要
K署	50 11 27	河川法施行令 廃棄物処理法	廃棄物の処理計画区域内である倉吉市天神町地内の1級河川天神川河川敷の河原に古新聞、割りばし袋等約50kgをみだりに投棄したものである。
Y署	50 7 15	廃棄物処理法	広島市内の産業廃棄物処理業者が鳥取、島根両県内で石油給油所から出る廃油等を無許可で収集し、広島まで運搬していたものである。
M署	50 5 20	河川法施行令 廃棄物処理法	廃棄物の処理計画区域内である日野郡溝口町父原地内の野上川河川敷内に前後12回にわたり、家屋の解体によって生じた、土、木片等約10トンをみだりに投棄したものである。
S署	50 5 29	廃棄物処理法	廃棄物の処理計画区域内である境港市小篠津町地内国有地の空地にダンボール箱、空缶等約200kgをみだりに投棄したものである。

3 公害苦情処理状況

態 様 処理状況		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
		49年苦情受理件数		12		9			5	18
50年	〃		21		7		9	8	45	
処理状況 (50年)	話合いのあっせん		1		3			1		5
	警 告		12		2			1	2	17
	他機関へ通報		4		2			5	2	13
	検 挙		3					2	4	9
	措置不能		1							1
検 討 (処 理) 中										

(県警防犯課調べ)